

教第69号議案

神戸市教育委員会職員証発行規程等の一部を改正する訓令について
神戸市教育委員会職員証発行規程等の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和6年3月28日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

令和6年度組織改正等に伴い、改正が必要であるため。

神戸市教育委員会職員証発行規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会訓令甲第 号

神戸市教育委員会職員証発行規程等の一部を改正する訓令

(教育委員会職員証発行規程の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会職員証発行規程(昭和32年2月教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 前条の「職員」とは、次に掲げる者(ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、 <u>第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び附則(令和3年6月11日法律第63号)第6条第1項の規定により採用された短時間勤務の職員</u> を除く。)をいう。	第2条 前条の「職員」とは、次に掲げる者(ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)をいう。

(1) [略]

(2) 労務職員の給与等に関する規則
(昭和31年7月規則第40号)第3条
第1項に規定する労務職給料表の
適用を受ける職員

(3) [略]

第3条 神戸市職員証発行規程（昭和
31年11月訓令甲第12号）第2条から
第6条までの規定は、教育委員会に
属する職員の職員証に準用する。こ
の場合において、同規程第6条中「行
財政局職員部人事課長」とあるのは
「総務部教職員人事課長を経て、教
育長」と読み替えるものとする。

(1) [略]

(2) 労務職員の給与に関する規則第
3条に規定する労務職給料表の適
用を受ける職員

(3) [略]

第3条 神戸市職員証発行規程（昭和
31年11月訓令甲第12号）第2条から
第6条までの規定は、教育委員会に
属する職員の職員証に準用する。こ
の場合において、同規程第6条中「行
財政局職員部人事課長」とあるのは
「事務局及び学校以外の教育機関に
勤務する職員にあつては総務部総務
課長、学校に勤務する職員にあつて
は総務部教職員課長を経て、それぞ
れ教育長」と読み替えるものとする。

（教育委員会職員の旅費取扱規程の一部改正）

第2条 神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程（昭和35年8月教育委員会訓令甲
第1号）の一部を次のように改正する。

様式中

押印欄										
所属長	事務長	教頭	起案	出勤簿手入	支出命令発行	教職員課長	人事課係長	福利係長		審査

を

押印欄										
所属長	事務長	教頭	起案	出勤簿手入	支出命令発行					審査

に

改める。

(教育委員会職員退職手当金支給規程の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程(昭和39年1月教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第4条 [略] 2 一般の退職手当を請求するときは、退職手当金支給請求書をもとの所属の長を通じ、総務部 <u>教職員給与課長</u> を経て教育長に提出しなければならない。	第4条 [略] 2 一般の退職手当を請求するときは、退職手当金支給請求書をもとの所属の長を通じ、 <u>総務部総務課長(学校職員にあつては総務部教職員課長)</u> を経て教育長に提出しなければならない。
3～5 [略]	3～5 [略]

(教育委員会電子署名規程の一部改正)

第4条 神戸市教育委員会電子署名規程(平成29年7月教育委員会訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第4条、第5条関係）		別表（第4条、第5条関係）	
電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者	電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者
[略]	[略]	[略]	[略]
教職員研修所の所長又は副所長	副所長	総合教育センターの所長又は副所長	副所長

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。